

滋賀県東京本部 Instagram アカウント利用要領

(目的)

第1条 この要領は、首都圏で滋賀を感じられる場所である「滋賀区」について紹介、「滋賀区」の認知度を高めるとともに「滋賀区」への訪問者増加を図るために滋賀県東京本部が Instagram アカウントを首都圏の住民等への情報伝達媒体として利用するに当たって必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Instagram

Facebook, Inc. がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

(2) 公式アカウント

Instagram において投稿を行うために東京本部が運営する次のアカウントをいう。

アカウント名 滋賀区～首都圏で滋賀を旅する～

アドレス <https://instagram.com/shigatokyo?igshid=ln7txwnozm36>

(3) フォロー

他のアカウントの投稿を公式アカウントのタイムライン上で確認することなどのために当該アカウントを登録することをいう。

(運営管理者)

第3条 公式アカウントの運営管理は、東京本部長(以下、「運営管理者」という。)が行う。

2 運営管理者は、公式アカウントの適切な運営を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 公式アカウントへの投稿および削除等

(2) ユーザー情報やパスワード等の管理

(3) 掲載情報に関する問合せおよび苦情等への対応

(4) その他、適切な運営を行うために必要な事項

(運営担当者)

第4条 運営管理者は、東京本部員から運営担当者を指名し、前条第2項各号に定

める事務を処理させることができる。

(掲載情報)

第5条 公式アカウントでは、次に掲げる情報を提供する。

- (1) 滋賀区に関する情報
- (2) その他運営管理者が適切と認めるもの

(禁止事項)

第6条 公式アカウントでは、次の各号に該当する情報の投稿を禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反する恐れがあるもの
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
 - (4) 本人の承諾なく個人情報等を掲載する等プライバシーを侵害するもの
 - (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
 - (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
 - (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
 - (8) 虚偽や事実と異なる内容や根拠不明な内容を含むもの
 - (9) わいせつな表現を含むもの
 - (10) 第5条各号と無関係なもの
 - (11) 上記(1)から(10)までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
 - (12) その他、運営管理者が不適切と判断するもの
- 2 公式アカウントに対して投稿された閲覧者からのコメントについても、運営管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメントの投稿者に断りなく、そのコメントを削除することができる。

(他のアカウントのフォローおよびフォローの解除)

第7条 公式アカウントでは、運営管理者の認める範囲で、他のアカウントをフォローし、滋賀区の情報収集等に活用することができる。

- 2 前項の規定によりフォローしたアカウントであっても、前条第1項各号に定める行為を発見した場合には、アカウント所有者に断りなく、そのフォローを解除することができる。

(著作権)

第8条 公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

(公式アカウントの明示)

第9条 成りすましによる誤情報の流布を防ぐため、公式アカウントのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第10条 滋賀県は、公式アカウントに対して投稿された閲覧者からのコメントについて、一切の責任を負わない。

2 滋賀県は、コメント等の投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによって、コメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

付則 この要領は令和2年7月21日から施行する。